

報告第3号

専決処分の報告について（施設損害賠償事故）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第2項の規定により報告する。

令和4年10月28日提出

那覇市・南風原町環境施設組合

管理者 城間幹子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 2 月 17 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 11 日

那霸市・南風原町環境施設組合

管理者 城 間 幹 子

1 事 件 名 施設損害賠償事故

2 賠償の相手方

及び賠償額

相 手 方 那霸市字小禄在住

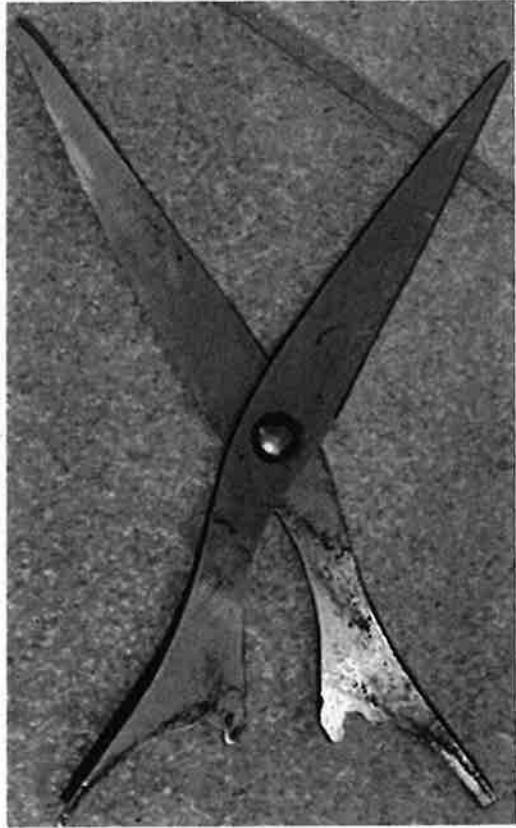
賠 償 額 21,700 円



↑令和4年1月22日（土）14：50～15：00 防犯カメラの動画の一部を切り取った。
パンクの音により、市民本人（搬入者）も気付き、スロープ途中でタイヤを確認している状態。
黄色い箇所の側溝に挟まっていたと想定される。



↑応急処置後のタイヤ



↑パンクの原因となったハサミ